

別表第1 (第13条関係)

違反条項	違反内容 条文内容	違反状況及び 処分内容 処分 適用 条項	A		B		C		D
			営業者が初めて違反 したとき	営業者が再度違反し たとき	違反の結果人体に被 害を与えたとき	1. C項の違反を1年以 内に再度犯したとき 2. その他、営業の継続 を認めることができな い行為があるとき			
法第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止	法第54条 法第55条	廃棄その他必要な 処置(始末書)	A+営業の停止 (3~7日)	A+営業の停止 (5~15日)				A+営業の禁止又は許可 の取消
法第9条	病肉等の販売等の禁止	"	"	"	"				
法第10条	化学的合成品等の販売 等の禁止	"	"	"	"				
法第12条 第2項	食品又は添加物の基準 規格に合わないものの 製造販売等の禁止	"	"	"	"				
法第16条	有毒有害な器具又は容 器包装等の禁止	"	"	"	"				
法第18条 第2項	器具又は容器包装の規 格基準に合わないもの の製造販売等の禁止	"	"	"	"				
法第19条 第2項	表示違反品の販売等の 禁止	法第55条	始末書 その他必要な措置	営業の禁止、停止 (規定の表示が完全 に施行されるまで)					
法第20条	虚偽表示等の禁止	法第54条 法第55条	始末書 廃棄その他 必要な処置	A+営業の停止 (3~7日)					
法第25条 第1項	食品検査合格の表示を 附さない添加物等の販 売、陳列等の禁止	法第55条	始末書 その他必要な処置	"					
法第26条 第4項	検査結果の通知を受け る以前の販売等の禁止	"	"	"					
法第48条 第1項	食品衛生管理者の配置 義務	"	始末書 営業の禁止 停止(管理者を設置 するまで)						
法第50条 第3項	公衆衛生上の措置基準	"	始末書 その他必要な措置	営業の禁止、停止					
法第51条	営業施設の基準	法第56条	"	改善命令					
法第52条 第2項第 1号又は 第3号	営業許可の欠格事由の 発生	法第55条	営業の停止						
法第52条 第3項	営業許可の条件違反	法第55条	営業の停止						
食中毒事件による処分	食中毒患者数 又は死亡者数	50人 未満	50人 ~ 59人	60人 ~ 79人	80人 ~ 99人	1人死亡 100人 ~ 199人	200人 ~ 299人	300人 ~ 499人	2人以上死亡 500人以上
	停止日数	3	4	5	6	7	8	10	15